

オンライン資格確認の導入で 事務コストの削減とより良い医療の提供を ～データヘルスの基盤として～

【医療機関・薬局の方々へ】

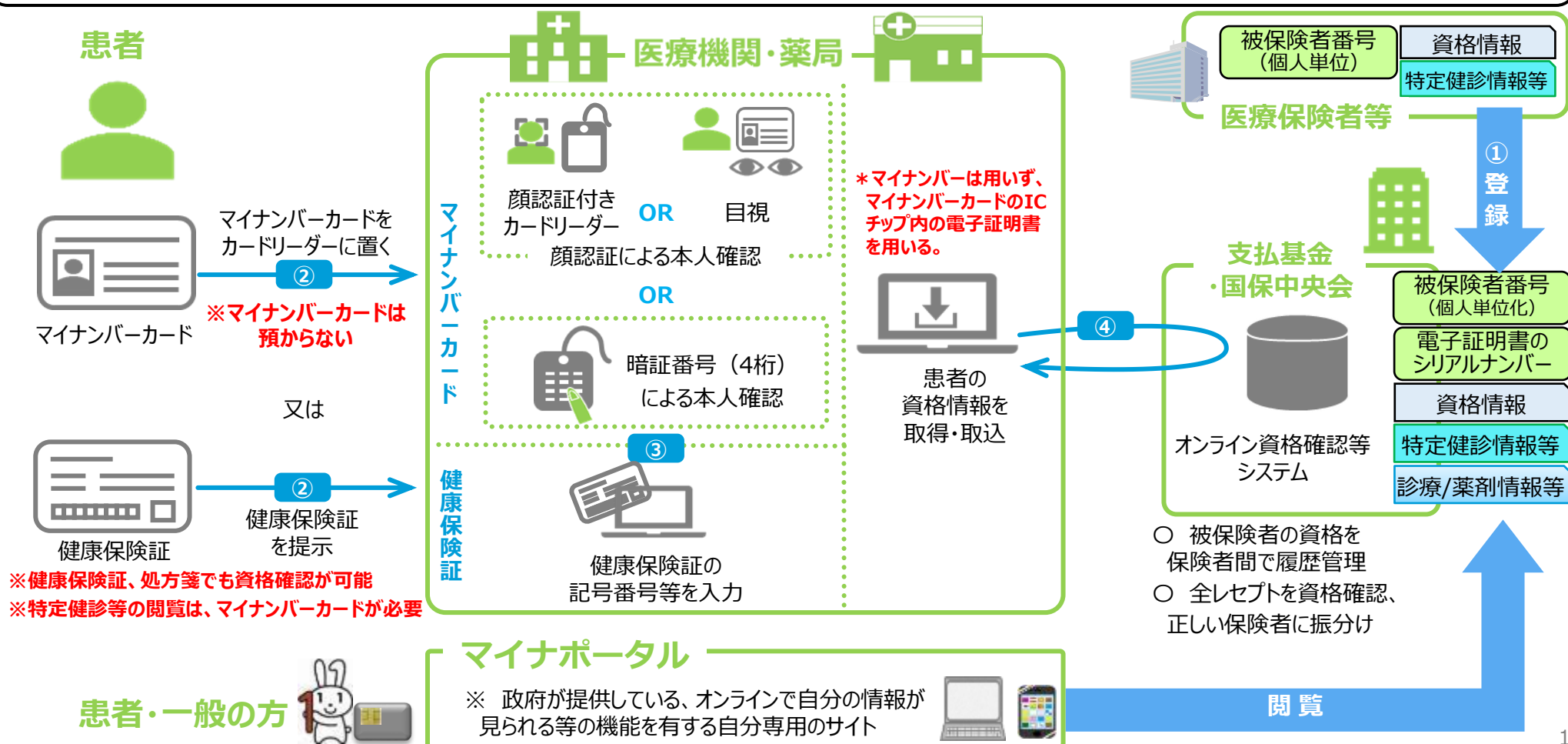
令和5年4月
厚生労働省保険局

1. オンライン資格確認の導入（マイナンバーカードの保険証利用）について

○ オンライン資格確認等システムの導入により、

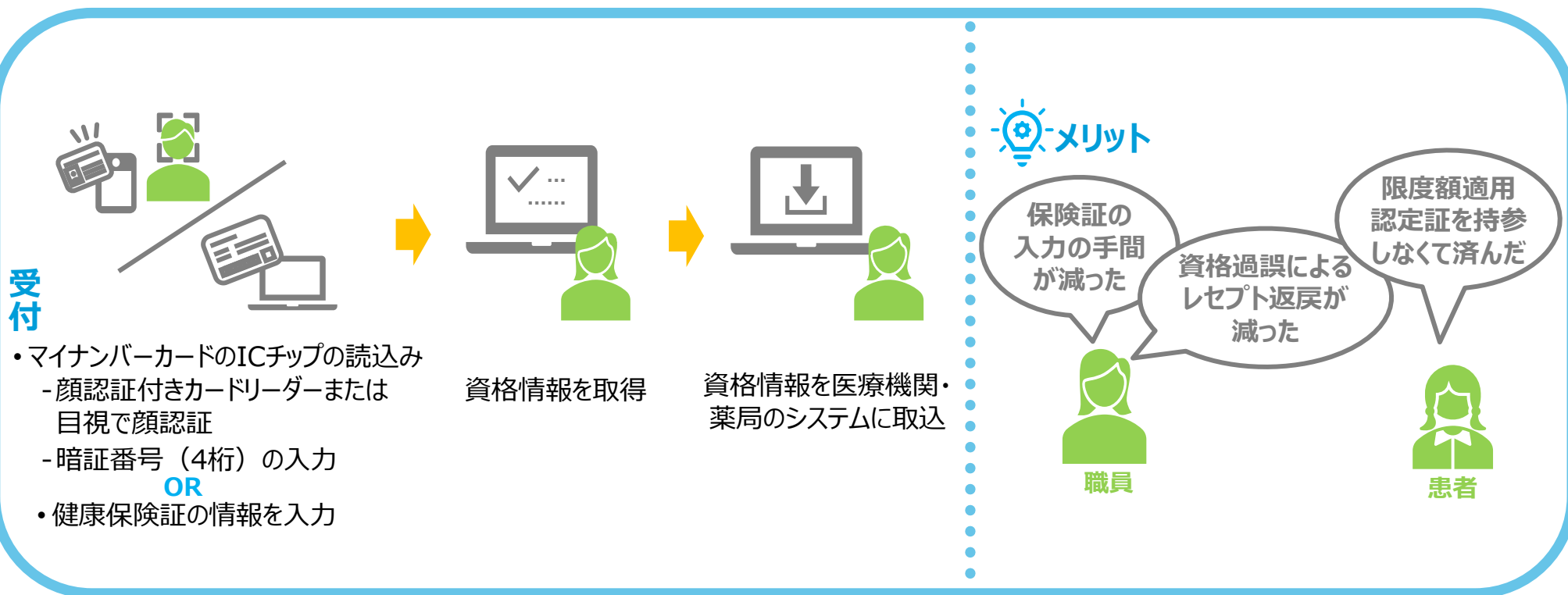
① 医療機関・薬局の窓口で、**患者の方の直近の資格情報等（加入している医療保険や自己負担限度額等）が確認できる**ようになり、期限切れの保険証による受診で発生する過誤請求や手入力による手間等による**事務コストが削減**できます。

② また、マイナンバーカードを用いた本人確認を行うことにより、医療機関や薬局において特定健診等の情報や診療/薬剤情報を閲覧できるようになり、**より良い医療を受けられる環境**となります（マイナポータルでの閲覧も可能）。



2. 医療機関・薬局で変わること①

- オンラインで資格を確認することにより、医療機関・薬局の窓口で、**直ちに資格確認が出来るようになります。**
- 保険診療を受けることが出来る患者かどうかを即時に確認することが可能となり、**レセプトの返戻が減ります**。また、**窓口の入力の手間も減ります**。



※ **資格確認の対象となる証類は、健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証等の保険者がシステム管理している証類**です。自治体が管理している公費負担・地方単独事業に伴う証類は運用開始時点では対象にならず、引き続き検討することとしています。

2. 医療機関・薬局で変わること②

常時、支払基金・国保中央会とオンラインで接続されるため、**支払基金・国保中央会の情報を医療機関・薬局に提供することが出来る**ようになります。

マイナンバーカードを用いて本人から同意を取得した上で、診療/薬剤情報や特定健診等情報を医療機関・薬局で閲覧することが可能となります。

診療・投薬等



診療/薬剤情報・特定健診等情報の閲覧について、患者の同意の有無をマイナンバーカードを用いて確認



医師・歯科医師・薬剤師等の有資格者が診療/薬剤情報・特定健診等情報を閲覧



診療/薬剤情報・特定健診等情報を踏まえた診療・投薬等



過去の状況が分かるようになった

災害時にも
薬剤情報等が
確認できる



医師/歯科医師/
薬剤師

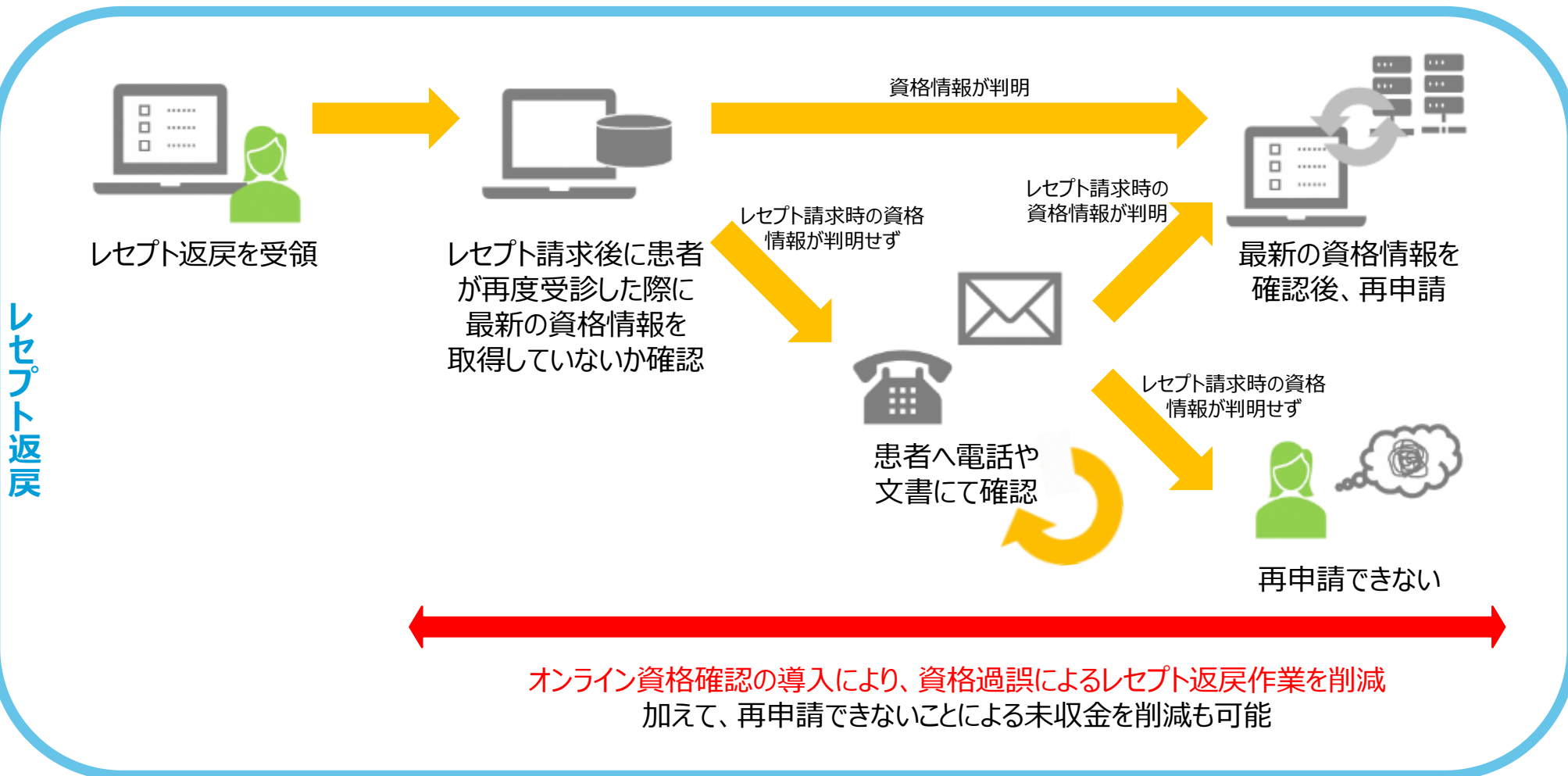


患者

※診療/薬剤情報は、**レセプトから抽出された情報**となります。
※特定健診等情報は、特定健診・後期高齢者健診情報のことです。

3. メリット：資格過誤によるレセプト返戻の作業削減

オンライン資格確認を導入いただければ、患者の保険資格がその場で確認できるようになるため、資格過誤によるレセプト返戻が減り、窓口業務が削減されます。



3. メリット：保険証の入力の手間削減

今までは受付で健康保険証を受け取り、保険証記号番号、氏名、生年月日、住所等を医療機関システムに入力する必要がありました。

オンライン資格確認を導入いただければ、マイナンバーカードでは**最新の保険資格を自動的に医療機関システムで取り込むことができます**。保険証でも、最小限の入力が必要ですが、有効であれば同様に資格情報を取り込むことができます。

患者情報				登録	
シメイ		性別		資格確認日	
氏名		生年月日		年齢	
保険者番号		保険者名		郵便番号	
記号・番号・枝番				住所	
患者区分				電話番号1	
資格取得年月日		交付年月日		電話番号2	
有効期間					

健康
保険
証



健康保険証は
最小限の情報を入力

オンライン資格確認	完了
-----------	----

保険者番号	12345
記号・番号・枝番	1234 5678910 01
生年月日	1970/01/01
性別	男
資格取得日	2020/01/08

マイナンバーカード



マイナンバーカードでは最新の保険資格
情報を自動的に取得

患者情報				登録	
シメイ	コウロウ タロウ	性別	男	資格確認日	2020/01/08
氏名	厚労 太郎	生年月日	1970/01/01	年齢	50歳
保険者番号	12345	保険者名	XX健保	郵便番号	123-45
記号・番号・枝番	1234	5678910	01	住所	東京都港区XX-XX
患者区分	健康保険組合	本人	3割	電話番号1	XX-XXXX-XXXX
資格取得年月日	2018/07/01	交付年月日	2018/07/01	電話番号2	XXX-XXX-XXX
有効期間	2018/07/01	～	2023/07/01		

有効な場合
保険資格情報
を取得

3. メリット：来院・来局前に事前確認できる一括照会

一括照会では、事前に予約されている患者等の保険資格が有効か、保険情報が変わっていないかを把握することができます。なお、確認した保険資格が資格喪失等により無効である場合、受付時に資格確認を行う必要があります。

＜一括照会リストイメージ＞

#	患者氏名	個人単位被保険者番号			住所
		記号	番号	枝番	
1	オン資 二郎	0001	111111	01	東京都港区xx-x
2	厚労 太郎	0002	222222	01	東京都板橋区x-x
3	番号 花子	0003	333333	01	東京都調布市x-xx
...	...	...	...	...	...
99	資格 春子	0099	999999	02	東京都新宿区x-xx
100	厚生 夏美	0100	101010	01	東京都江東区xx-x



照会したい患者の
リストを作成

＜一括照会結果イメージ＞

#	患者氏名	個人単位被保険者番号			住所	資格確認結果
		記号	番号	枝番		
1	オン資 二郎	0001	111111	01	東京都港区xx-x	有効
2	厚労 太郎	0002	222222	01	東京都板橋区x-x	有効
3	番号 花子	0003	333333	01	東京都調布市x-xx	無効 ※
...	...	...	...	...	...	...
99	資格 春子	0099	999999	02	東京都新宿区x-xx	有効
100	厚生 夏美	0100	101010	01	東京都江東区xx-x	該当資格なし ※

健康保険証の
記号番号等で照会

※無効

保険資格の有効期限切れにより失効している
場合等

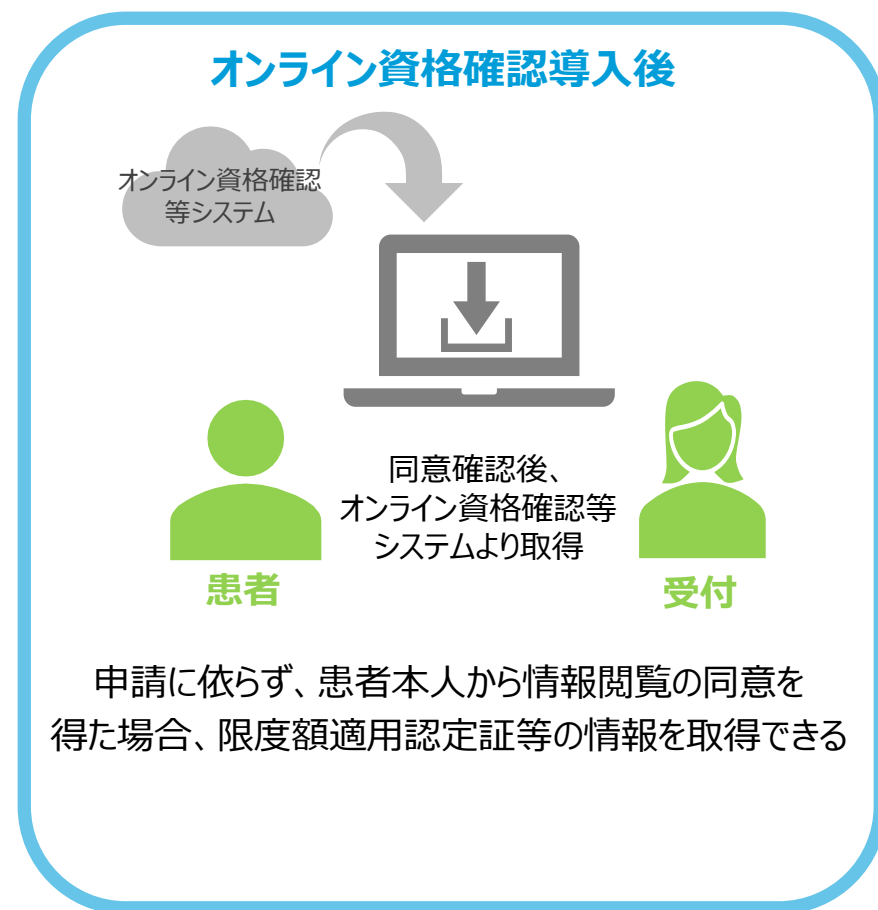
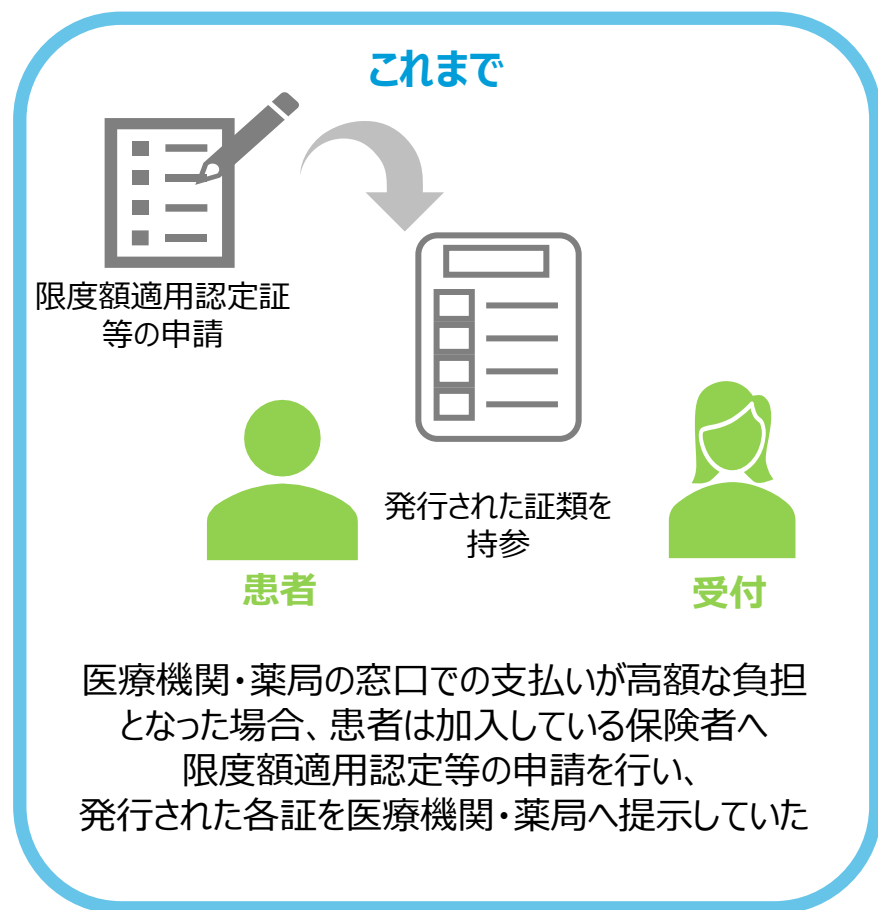
※該当資格なし

必須項目（個人単位被保険者番号等）に
入力誤りがある、新しい保険者のデータ登録が
間に合っていない、個人番号が未登録な場合等

3. メリット：限度額適用認定証等の連携①

これまで限度額適用認定証等は加入者（患者）が保険者へ必要となった際に申請を行わなければ、発行されませんでした。

オンライン資格確認を導入いただければ、**加入者（患者）から保険者への申請がなくても、限度額情報を取得**でき、加入者（患者）は限度額以上の医療費を窓口で支払う必要がなくなります。



3. メリット：限度額適用認定証等の連携②

限度額適用認定証等情報とは

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証に関する情報

医療機関・薬局で同意した場合に閲覧可能な項目

証の種類	概要	表示内容
限度額適用認定証	高額療養費制度の適用区分を表す証	適用区分
限度額適用・標準負担額減額認定証	高額療養費制度の適用区分及び入院時の食費等の減額の対象者であることを表す証	適用区分 (長期入院該当年月日)
特定疾病療養受療証	特定疾病の認定を受けたことを表す証	認定疾病名 (自己負担限度額)

適用区分：自己負担限度額を算出する際に適用する区分。適用区分は、被保険者等の標準報酬や前年度所得の水準に応じて設定される

認定疾病：①人工透析治療を必要とする慢性腎不全

②血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害または先天性血液凝固第Ⅸ因子障害（いわゆる血友病）

③抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV感染を含み、厚生労働大臣が認める者に係るものに限る）

※特定疾病療養受療証はマイナンバーカードによるオンライン資格確認の時のみ、本人が同意した場合、医療機関・薬局で閲覧可能とする。

3. メリット：診療/薬剤情報・特定健診等情報の閲覧①

オンライン資格確認を導入いただければ、**患者の診療/薬剤情報・特定健診等情報を閲覧**することができます。患者の意思を**マイナンバーカード**で確認した上で、**有資格者等が閲覧**します。



診療/薬剤情報・特定健診等情報の閲覧について、患者の同意の有無をマイナンバーカードを用いて確認



医師・歯科医師・薬剤師等の
有資格者等※が診療/薬剤情
報・特定健診等情報を閲覧



＜閲覧イメージ：特定健診情報一覧＞

特定健診情報			
氏名	厚労太郎	性別	男
		年齢	50歳

身体計測	身長	170.8	血中脂質検査	中性脂肪	140
	体重	63.6		HDLコレステロール	125
	腰囲	79.5		LDLコレステロール	154
	BMI	21.8		空腹時血糖	97
血圧等	血圧	67~106	血糖検査	HbA1C	5.1
	GOT(AST)	23		随時血糖	120
肝機能検査	GPT(ALT)	22	血清学検査	CRP	0.07
	LDH	160		RF定量	3未満

特定健診等情報：医療保険者等が登録した5年分の情報が参照可能

＜閲覧イメージ：薬剤情報一覧＞

[illegible]

薬剤情報：レセプト情報を元にした3年分の情報が参照可能
（※資格確認等システムの環境設定で診療情報表示をしない場合には、
薬剤情報のみを表示）

＜閲覧イメージ：診療/薬剤情報一覧＞

診療／薬剤情報

氏名

厚労太郎

性別

男

年齢

50歳

受診歴

医療機関名	受診歴
Aクリニック	21年12月
	21年11月
	21年10月
Bクリニック	21年10月
	21年9月
C病院	21年11月 21年7月

診療／薬剤実績

診療年月日	入内	診療種別	診療行為名／医薬品名	
21年12月	17日	Aクリニック		
		外来	医学管理 特定成虫感染症管理科（診療所）	
		検査病理	T-M（組織切片）	
	8日		病理診断科	
		F薬局		
		院外	内服	1. センソシド錠 1.2 mg「サワイ」 （センシシド） 【1日1回夕食後】 2. オルケディア錠 1mg （エポカルセト） 【1日1回夕食後】

診療情報：レセプト情報を元にした3年分の情報が参照可能

有資格者等とは

医師・歯科医師・薬剤師等のことを指している。また、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」より、医療機関・薬局にて有資格者等の識別を行い、アクセス権限の管理を行うこととされている。

3. メリット：診療/薬剤情報・特定健診等情報の閲覧②

特定健診情報とは（特定健診とは）

特定健診とは、生活習慣病(糖尿病等)の予防や早期発見・改善を目的に、医療保険者が40歳以上(74歳以下)の加入者に対して実施する健康診査。特定健診情報はこの特定健診の結果の情報。(75歳以上の者については後期高齢者健診情報)

医療機関・薬局で同意した場合に 閲覧可能な項目

(注) 下線の項目は後期高齢者健診においては存在しない。

- 受診者情報
(氏名、性別、生年月日、年齢、保険者番号、被保険者証等記号・番号・枝番)
- 特定健診結果情報(※)
(診察(既往歴等)、身体計測、血圧測定、血液検査(肝機能・血糖・脂質等)、尿検査、心電図検査、眼底検査の結果)
- 質問票情報(服薬・喫煙歴等)(※)
- メタボリックシンドローム基準の該当判定(※)
- 特定保健指導の対象基準の該当判定(※)

※ 令和2年度以降に実施し順次登録された5年間分の情報が閲覧可能。

薬剤情報とは

医療機関等を受診し、医療機関等から毎月請求される医科・歯科・調剤・DPCレセプト(電子レセプト)から抽出した薬剤の情報。

医療機関・薬局で同意した場合に 閲覧可能な項目

(注) 下線の項目は後期高齢者においては存在しない。

- 受診者情報
(氏名、性別、生年月日、年齢、保険者番号、被保険者証等記号・番号・枝番)
- 薬剤情報(※)
(医療機関・薬局名、調剤年月日、処方医療機関識別、処方区分、使用区分、医薬品名、成分名、用法、用量、調剤数量)

※ 令和3年9月診療分のレセプト(医科・歯科・調剤・DPC)から抽出を開始し、3年間分の情報が閲覧可能。

診療情報とは

医療機関等を受診し、医療機関等から毎月請求される医科・歯科・調剤・DPCレセプト(電子レセプト)から抽出した過去診療の情報。

医療機関・薬局で同意した場合に 閲覧可能な項目

(注) 下線の項目は後期高齢者においては存在しない。

- 受診者情報
(氏名、性別、生年月日、年齢、保険者番号、被保険者証等記号・番号・枝番)
 - 患者における過去の受診歴情報
(医療機関名、受診歴)
 - 診療実績情報(※)
(診療年月日、入外等区分、診療識別、診療行為名)
- ※ 令和4年6月以降に提出されたレセプト(医科・歯科・調剤・DPC)から抽出した診療行為の情報が参照可能。
- ※ 診療実績情報における診療行為名は、放射線治療、画像診断、病理診断、医学管理等、在宅医療のうち在宅療養指導管理料、処置のうち人工腎臓、持続緩徐式血液濾過、腹膜灌流、手術(移植・輸血含む)、入院料のうち短期滞在手術等基本料を対象とする。

閲覧に同意

閲覧が可能となった場合に診療に及ぼす影響

- かかりつけの医療機関以外でも(災害時や旅先)、別の医療機関で患者の情報を確認することができ、より適切で迅速な検査、診断、治療等の実施が可能に
- 複数医療機関を受診する患者の情報を集約して把握でき、患者の総合的な把握が求められるかかりつけ医の診療にも資する
- 患者が医療従事者からの問診・確認へ対応する負担の軽減につながる(医療従事者側の負担軽減や対面診療の時間短縮にもつながる)

3. メリット：診療/薬剤情報・特定健診等情報の閲覧③

来院

本人確認

※各画面イメージは、現時点のイメージであり、今後変更される可能性がある。

① マイナンバーカードを置く 【患者】



② 本人確認方法を選択 【患者】

本人確認の方法を選んでください。

顔認証を行う

暗証番号を入力

終了する

本人確認の情報は、他の目的には使用しません。

③ 顔の撮影、又は暗証番号を入力 【患者】

顔を枠内に入れてください。

暗証番号を入力してください。

● ● ● ●

1 2 3

4 5 6

7 8 9

0 キャンセル

同意取得

完了

同意取得 ※高額療養費制度を利用する方のみ

④ 診療/薬剤情報・特定健診情報等の閲覧同意を選択 【患者】

過去の手術情報を当機関に提供することに同意しますか。 この情報はあなたの診察や健康管理のために使用します。 同意する 同意しない	過去の手術以外の診療・お薬情報を当機関に提供することに同意しますか。 この情報はあなたの診察や健康管理のために使用します。 同意する 同意しない	(40歳以上対象) 過去の健診情報を当機関に提供することに同意しますか。 この情報はあなたの診察や健康管理のために使用します。 同意する 同意しない・40歳未満の方
--	--	---

⑤ 資格確認等が完了 【患者】

●●●×様
確認が完了しました。

終了する場合は、マイナンバーカードを取り出し、待合室でお待ちください。

高額療養費制度を利用する方はこちら

選択した場合

⑥ 提供する情報 (限度額情報等)を選択 【患者】

限度額情報を提供しますか。

提供する

提供しない

完了しました。

マイナンバーカードを取り出し、待合室でお待ちください。

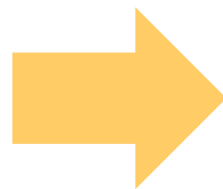
3. メリット：災害時における診療/薬剤情報・特定健診等情報の閲覧

通常時は、診療/薬剤情報・特定健診等情報を閲覧するには、本人がマイナンバーカードによる本人確認をした上で同意した場合に限られます。

災害時は、特別措置として、マイナンバーカードによる本人確認ができなくても、診療/薬剤情報・特定健診等情報の閲覧ができます。

(災害時)

- ・薬を家に置いて避難してきた・・・
- ・避難所で持ってきた薬を飲みきってしまった・・・
- ・かかりつけ医以外のところで受診することに・・・



薬剤情報等の閲覧により、
よりよい医療を提供できる

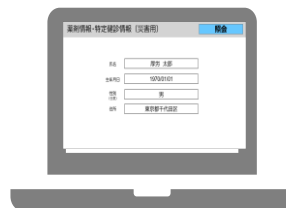
災害時



災害時、厚生労働省保険局にて、災害の規模等に応じて薬局の範囲及び期間を定める



特別措置として、マイナンバーカードによる本人確認を不要とする



資格確認端末で照会



診療/薬剤情報			
氏名	厚労太郎	性別	男
年齢	50歳		
受診歴			
診療日	2018/12/17	診療時間	17:00~18:00
診療内容	処方箋発行(処方箋番号: 123456789)		
処方薬	処方薬名(処方薬番号: 123456789)		
処方量	処方量(処方量単位: 1g)		
処方回数	処方回数(処方回数単位: 1回)		

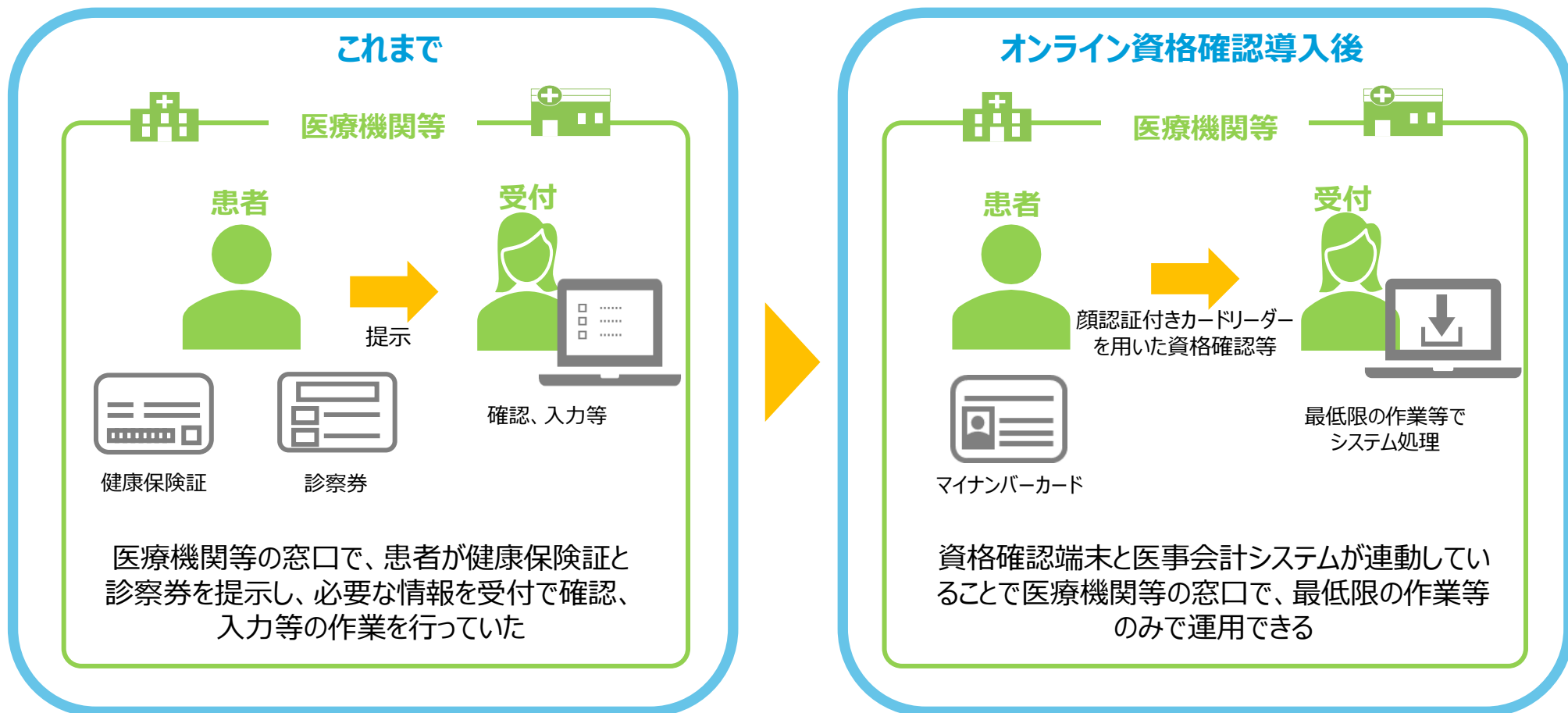
特定健診情報			
氏名	厚労太郎	性別	男
年齢	50歳		
身体計測			
身長	170.08	中性脂肪	140
体重	63.6	HDLコレステロール	125
血圧	79.5	LDLコレステロール	154
血糖	21.8	空腹時血糖	97
血圧	67~106	血糖検査	5.1
GOT(AST)	23	尿酸値	120
GPT(ALT)	22	血清尿酸	0.07
LDH	160	RF定量	3未満

通常時と同様の画面が閲覧可能

3. メリット：診察券としての利用

これまでは医療機関等の窓口で患者から健康保険証と診察券を提示してもらい、資格確認等を行っていました。

オンライン資格確認を導入いただければ、**マイナンバーカードのみで資格確認だけでなく診察券としても利用**でき、窓口での手間も減ります。

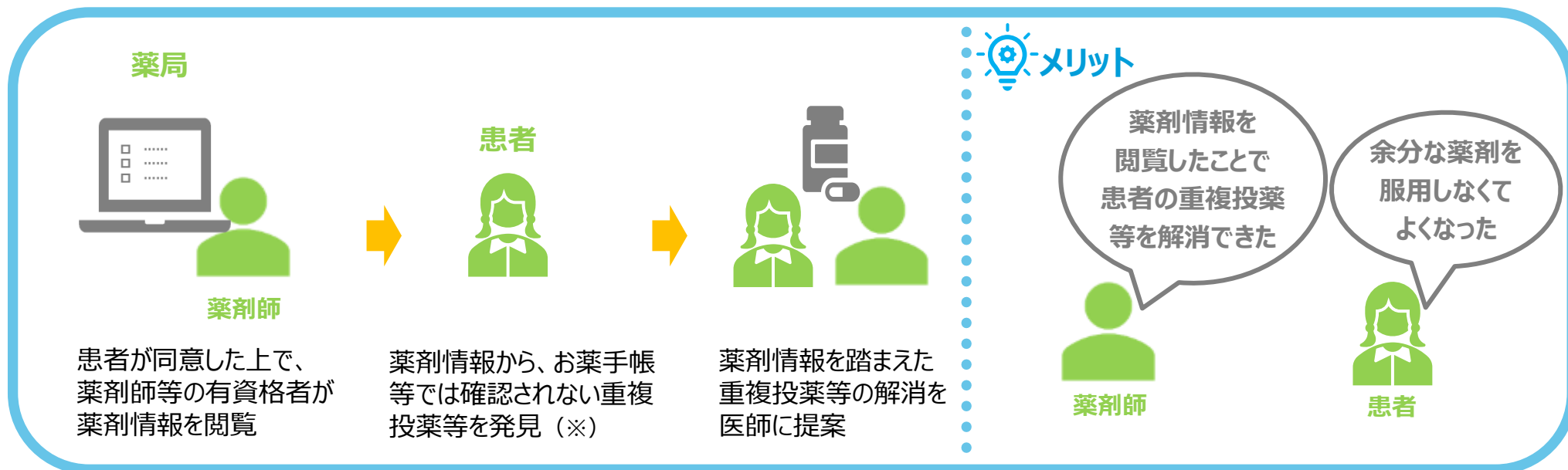


※ 診察券として利用するためには医療機関・薬局の医事会計システム等の改修が必要

※ 詳細は厚生労働省医政局が実施した令和2年度調査研究 (<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000836997.pdf>) を参照

3. メリット：重複投薬等を発見できる（薬局向け）

オンライン資格確認を導入いただければ、患者の処方状況の一元的把握に役立つ情報を得ることができます。患者の服用中の薬剤を一元的に把握し、重複投薬等の解消提案をすることで、令和2年度診療報酬改定で追加された「服用薬剤調整支援料2」（110点または90点、3月に1回まで）を算定できます。



「服用薬剤調整支援料2」（110点または90点）

複数の保険医療機関から6種類以上の内服薬（特に規定するものを除く。）が処方されていたものについて、患者又はその家族等の求めに応じ、当該患者が服用中の薬剤について、一元的に把握した結果、重複投薬等が確認された場合であって、処方医に対して、保険薬剤師が当該重複投薬等の解消に係る提案を文書を用いて行った場合に、3月に1回に限り所定点数を算定する。

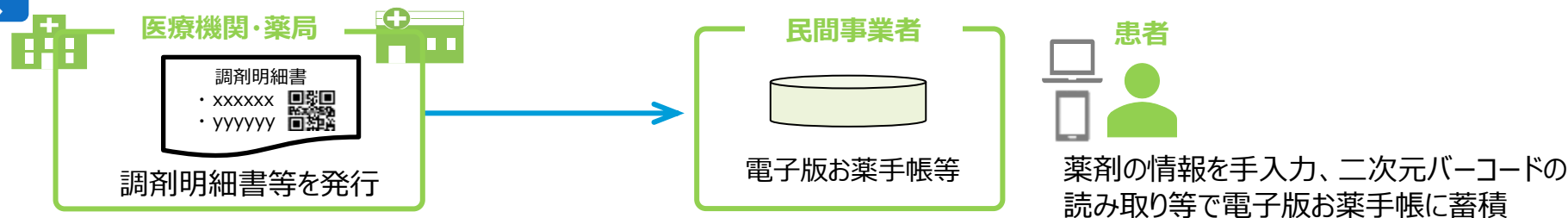
※ 薬剤情報は、レセプトから抽出された情報となります。レセプト情報をきっかけに声をかける患者をピックアップし、直近の処方の有無について患者に確認ください。

3. メリット：電子版お薬手帳との連携

これまでは、医療機関・薬局毎に発行される調剤明細書等に記載されている薬剤情報を手入力または二次元バーコードの読み取り等で電子版お薬手帳に蓄積していました。

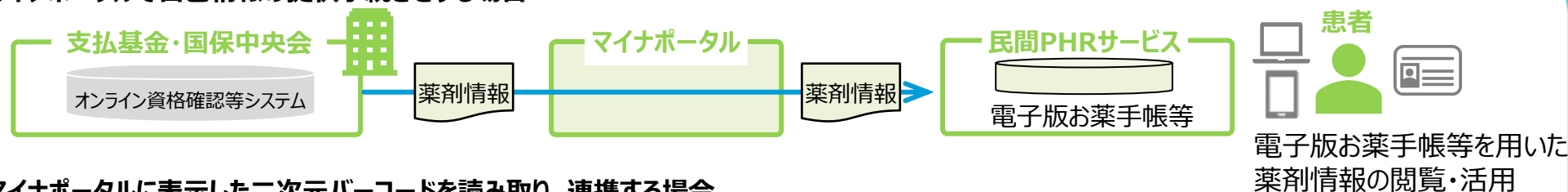
これからは、これまでの調剤明細書等の情報に加えて、マイナポータルを介し、**レセプト情報に基づいた薬剤情報を一括で電子版お薬手帳に取り込むことができる**ようになります。

現状

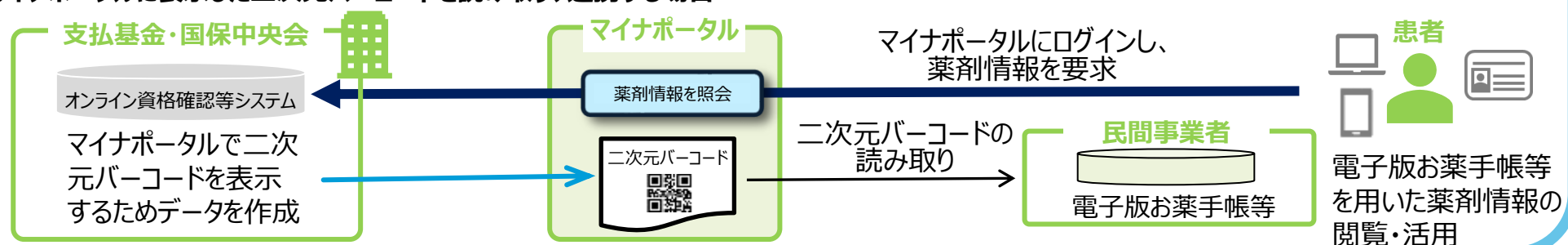


さらなる拡充

①マイナポータルで自己情報の提供手続きをする場合



②マイナポータルに表示した二次元バーコードを読み取り、連携する場合



※ お薬手帳アプリによっては読み取れない場合がある。なお、既に薬局の調剤明細書等に記載されている二次元バーコードを読み取って電子版お薬手帳へ登録している場合、重複して登録されてしまうため、読み取る際は注意が必要。

3. メリット：診療情報閲覧の活用イメージ

医療機関・薬局において、患者が過去に受診した医療機関名や診療実績を閲覧することで、**問診・診察時のコミュニケーションの円滑化、重複検査の抑止等による患者の負担軽減や健康状態をより踏まえた医療等が実現**できます。



医療機関



活用によるメリット（例）

外来

- 他医療機関での診療実績等が把握できるため、**問診・診察に係るコミュニケーションの円滑化**に役立つ。
- 他医療機関での画像診断等の実施有無が把握でき、必要に応じて他医療機関へ速やかに問い合わせすることで、**検査結果の比較による治療内容の充実や重複した検査の抑止等**が可能になる。

入院・転院

- 患者受入れ時の紹介状を補う情報として、**紹介状で把握しきれない診療実績や紹介元以外の診療実績が把握でき、それらを踏まえた診療計画**が可能になる。



薬局



活用によるメリット（例）

調剤・服薬指導

- 医療機関での診療実績等が把握できるため、**問診に係るコミュニケーションの円滑化**に役立つ。
- 直接の処方医以外の医療機関含めて患者の診療実績が把握できることで、**より患者に寄り添った服薬指導**が可能になる。
- 服薬指導において、より患者の**健康状態に配慮した服薬方法の説明等**に役立つ。

4. 顔認証付きカードリーダーとは

- 顔認証付きカードリーダーとは、オンライン資格確認を行う際に必要となる機器のことで、マイナンバーカードの顔写真データを IC チップから読み取り、その「顔写真データ」と窓口で撮影した「本人の顔写真」と照合して、本人確認を行うことができるカードリーダーです。



富士通Japan株式会社



パナソニック コネクト
株式会社



株式会社アルメックス



キヤノンマーケティング
ジャパン株式会社



アトラス情報サービス
株式会社

顔認証付きカードリーダーの
カタログページはこちら
動画もあります！



顔認証で本人確認ができます



診療/薬剤情報/特定健診等情報閲覧の同意ができます
限度額適用認定証等に係る同意ができます



暗証番号入力で本人確認ができます



健康保険証利用の申込（初回登録）ができます

4. 顔認証付きカードリーダーの機能の詳細（その1）

機器に係る主な要件の詳細



カメラ



液晶
ディスプレイ



接続
インターフェース



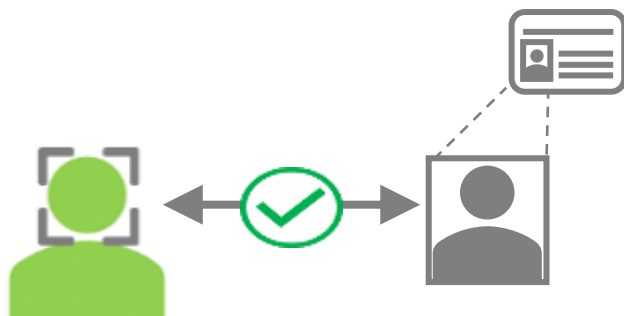
セキュリティ
関連

顔認証を行う上で十分な画質を担保したカメラ、タッチパネル対応の液晶ディスプレイ等を装備。セキュリティ対策として、のぞき見防止等を実施。

<仕様例>

- 画面サイズは5インチ以上
- タッチパネルで操作可能
- のぞき見防止の対策実施

顔認証機能



顔の特徴点等进行分析し
同一人物であることを照合

患者の顔をカメラで撮影したものとマイナンバーカードから抽出した顔写真で本人であることを照合。顔認証の照合率として、高い水準を満たしている顔認証エンジンを搭載。

<仕様例>

- 顔認証の精度は誤合致率※（FMR）0.01%の時に誤非合致率※（FNMR）0.6%以下

※ FMRとは本人と異なる顔で照合した結果の内、同じ顔と判断される確率のこと。
FNMRとは本人の顔で照合した結果の内、異なる顔と判断される確率のこと。

4. 顔認証付きカードリーダーの機能の詳細（その2）

セキュリティ

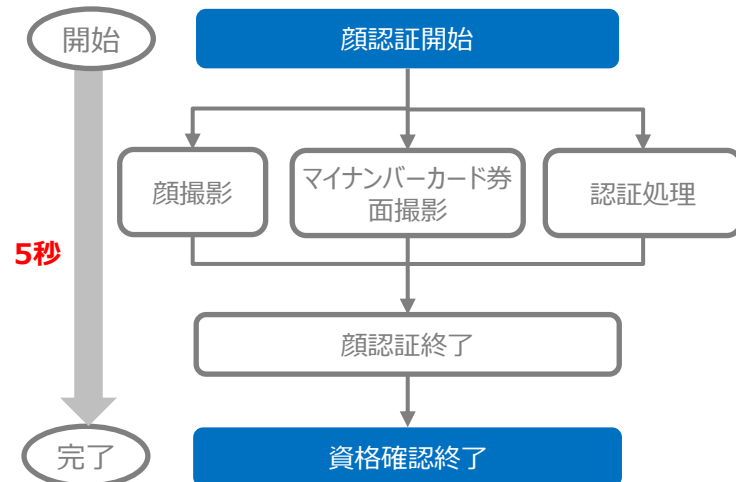


顔写真データ等の認証処理に関連するデータは、**保持せず消去**し、データの取り出しは不可の仕組み。また、操作ログ等を出力し、処理の証跡を残す。

<仕様例>

- 認証処理に関連するデータは認証処理終了時に能動的に消去
- 操作ログやエラーログを出力
- メモリダンプやデバッグモードは使用不可

システム処理に係るレスポンス



顔認証時間やマイナンバーカードの券面スキャン時間等のレスポンス時間について、並列処理を行う等により短縮化を実施。

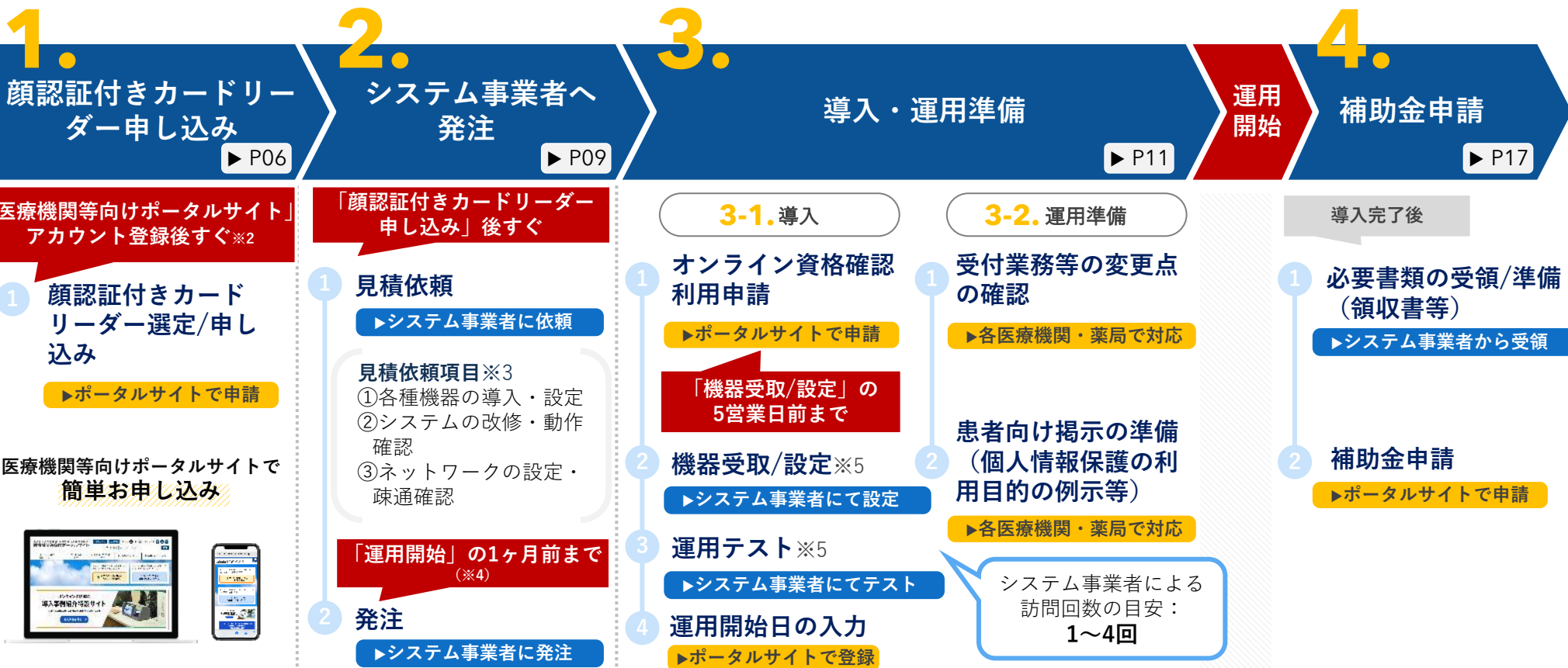
<仕様例>

- 顔認証開始から資格確認終了まで、**原則、5秒以内**

5. 準備作業について

オンライン資格確認の導入に向けた準備作業は以下の4ステップになります。

顔認証付きカードリーダーの提供や、システム事業者（現在ご利用のレセプトコンピュータ等の業者※1）の現地作業までに期間を要するため、お早めに顔認証付きカードリーダーのお申し込み/システム事業者への発注をお願いいたします。

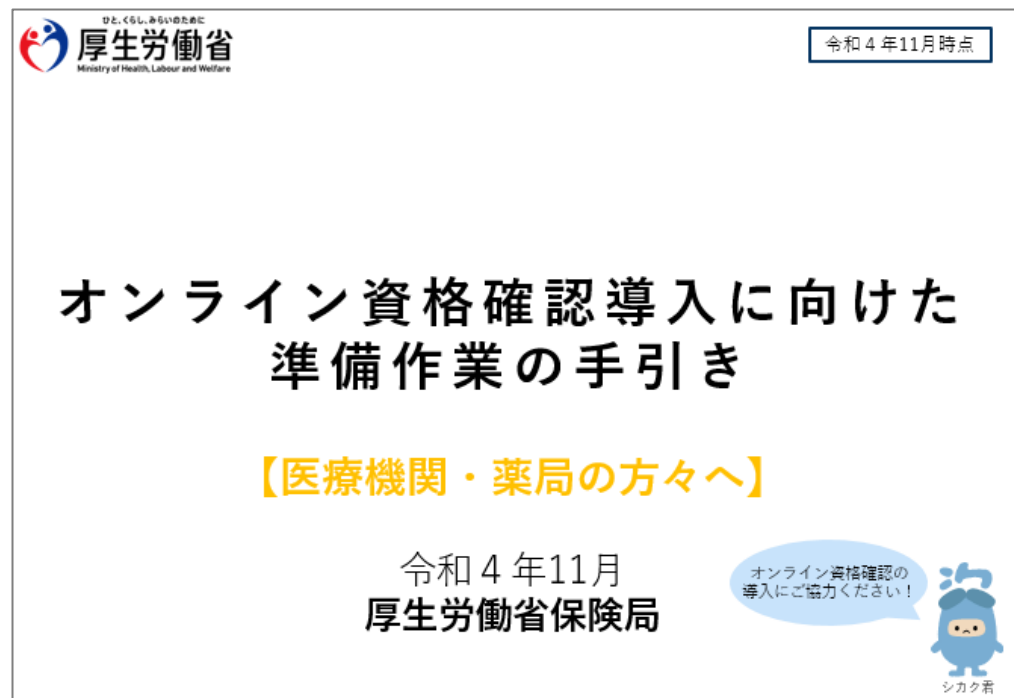


- ※1：レセプトコンピュータ等を導入しておらず、オンライン資格確認の導入検討をしている方は、医療機関等向けポータルサイトに掲載の「オンライン資格確認導入対応業者お問い合わせ先」をご確認ください。
- ※2：顔認証付きカードリーダーメーカーの生産状況等によるため、お届け時期については医療機関等向けポータルサイトにて「配送時期」をご確認ください。（必要に応じて事前にシステム業者に対して機種のご相談ください）
- ※3：見積依頼項目の内容については次ページをご参照ください。なお、システム事業者の契約範囲によっては、パソコン等を別途発注する必要もございます。
- ※4：システム事業者の対応スケジュール等によるため、お早めにシステム事業者にご相談ください。
- ※5：立会い有無など必要な対応が異なる場合があるため、システム事業者にご確認ください。

なお、上記は一般的な診療所・薬局を想定した準備作業のステップとなります。
大規模な病院やチェーン展開の薬局については、施設規模等によって準備作業のステップが異なると想定されるため、システム事業者へご確認ください。

5. 準備作業について

- レセコン等を導入しておらず、相談先がわからない方は、医療機関等向けポータルサイト掲載の「**オンライン資格確認導入対応業者お問い合わせ先**」をご確認ください。
- その他詳細は、「**準備作業の手引き**」をご覧ください。
(厚労省ホームページ、医療機関等向けポータルサイトに掲載)



※

※ 適宜、最新版に更新しています。



〈参考〉システム事業者へ依頼いただく作業概要

オンライン資格確認の導入にあたっては、現在ご利用のレセプトコンピュータ等のシステム事業者に各種作業を依頼いただく必要があります。下記①～③を参照のうえ、システム事業者への相談・依頼をお願いいたします。

医療機関・薬局



オンライン資格確認の機器

顔認証付き
カードリーダー



資格確認端末
(パソコン)



① 各種機器の導入・設定

- パソコンの設定（アカウント、ネットワークの接続等）
- 必要なアプリケーション（支払基金が提供するオンライン資格確認アプリケーション・顔認証付きカードリーダーアプリケーション）のインストール
- 電子証明書のインストール

▶システム事業者へ依頼

現在ご利用のシステム



レセプト
コンピュータ



電子カルテ
システム/
調剤システム

② システムの改修・動作確認

- パッケージソフトの改修機能のインストール、設定
- 運用テストの実施

▶システム事業者へ依頼

オンライン請求
ネットワーク

ルーター



③ ネットワークの設定・疎通確認

- ルーティングの設定（院内/局内ネットワークと資格確認端末の通信、資格確認端末とオンライン資格確認等システムとの通信）
- ネットワークの疎通確認

▶システム事業者へ依頼

支払基金・国保中央会



オンライン資格確認等システム



【電子カルテシステム等を導入していない医療機関等向け】
薬剤・特定健診・診療等情報を閲覧したい場合

この場合、システム事業者にて下記3点の作業も追加で必要となります。

- セキュリティ基準を満たした薬剤・特定健診・診療等情報閲覧用端末の増設
- 閲覧用端末を使用する場所（診察室等）へオンライン資格確認等システム接続可能回線の引き込み

本ページの作業概要は各医療機関・薬局で現在ご利用のシステムの状況により異なる可能性がありますので、システム事業者に必ずご確認ください。

6. まずは、ポータルサイトにてアカウントの登録をお願いします。

オンライン資格確認に参加するかどうかまだ決めていない方も、まずはポータルサイトへの登録をお願いします。

最新の情報をお届けすることができます。また、このポータルサイトで必要な手続きを行うことができます。

(※) 書面で申請された方もポータルサイトへの登録が便利です。必要な情報が受け取れるようになります！(二重申し込みになることはありません)



アカウント登録でできること

- ・最新情報をメールでお知らせ
- ・顔認証付きカードリーダー申込
- ・オンライン資格確認利用申請
- ・補助金申請

<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>



医療機関等向けポータルサイト 検索

お問合せ先：オンライン資格確認等コールセンター
contact@iryohokenjyoho-portalsite.jp
☎ 0800-080-4583 (通話無料)

平日 8:00~18:00
土曜日 8:00~16:00

※ お電話でのお問合せは、混み合うことがございます。
メールでのお問合せを推奨します。

7. 顔認証付きカードリーダーの申込受付中

医療機関等向けポータルサイトで、導入したい機種を選んでお申し込み下さい。

顔認証付きカードリーダーの申込や各種申請と共に、必要機器の導入やシステム・ネットワークの改修が必要です。各ベンダにお問い合わせ下さい。

※どのカードリーダーでも、資格確認端末を導入いただければ、各医療機関が導入しているレセプトコンピュータと連携することができます。



富士通Japan株式会社



パナソニック コネクト
株式会社



株式会社アルメックス



キヤノンマーケティング
ジャパン株式会社



アトラス情報サービス
株式会社

顔認証付きカードリーダーの
カタログページはこちら
動画もあります！



レセプトコンピュータ等の改修・
オンライン資格確認端末等の導入

相談先

現在、使用しているレセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の事業者へ参加のための作業や費用等をご相談ください。

ネットワーク構成の変更

相談先

現在、使用しているレセプトオンライン請求のネットワークの事業者へ参加のための作業や費用等をご相談ください。

8. 医療機関・薬局への補助

○ オンライン資格確認の導入を原則として義務化することに伴い、閣議決定を行った令和4年6月7日から令和4年12月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込むとともに、令和5年2月末までにシステム事業者との契約を結んだ医療機関・薬局について（※）、補助内容の見直しを行う。（従前どおり、令和5年3月末までに事業完了、同年6月末までに交付申請が必要）

※ 上記申込期限は最も遅いケースであり、医療機関等はより早期の申込や契約が必要。

- ・ 病院：過半数以上の病院が事業額の上限を超過していることを踏まえ、現行の補助上限額を見直し（補助率は1/2を維持）
- ・ 診療所・薬局（大型チェーン薬局以外）：経営規模を踏まえ、実費補助とする。
- ・ 大型チェーン薬局：補助基準内にほぼ収まっていることから、現状を維持。

	顔認証付き カードリーダー の申込時期	病 院			大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が 月4万回以上の薬局)	診療所 薬局(大型チェーン 薬局以外)
顔認証付きカードリーダー 提供台数		3台まで無償提供			1台無償提供	1台無償提供
その他の費用 の補助内容	①令和3年4月 ～令和4年 6月6日	1台導入する場合 105万円を 上限に補助 ※事業額の210.1万円を 上限に、その1/2を補助	2台導入する場合 100.1万円を 上限に補助 ※事業額の200.2万円を 上限に、その1/2を補助	3台導入する場合 95.1万円を 上限に補助 ※事業額の190.3万円を 上限に、その1/2を補助	21.4万円を 上限に補助 ※事業額の42.9万円 を上限に、その1/2を 補助	32.1万円を 上限に補助 ※事業額の42.9万円を上 限に、その3/4を補助
	②令和4年 6月7日～	210.1万円 を 上限に補助 ※事業額の420.2万円を 上限に、その1/2を補助	200.2万円 を 上限に補助 ※事業額の400.4万円を 上限に、その1/2を補助	190.3万円 を 上限に補助 ※事業額の380.6万円を 上限に、その1/2を補助	同上	基準とする事業額 42.9万円を上限に 実費補助

※ その他の費用：(1)マイナンバーカードの読取・資格確認等のソフトウェア・機器の導入、(2)ネットワーク環境の整備、(3)レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修等

※ 消費税分（10%）も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額

※ 令和3年3月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込んだ医療機関・薬局については上限額まで実費を補助する特例を実施

※ ①の期間にカードリーダーを申し込んだ施設において、オンライン資格確認の運用が進んでいない状況に鑑み、迅速な運用を促進する観点から、令和4年6月7日から令和5年1月末までに運用開始した施設については、別途の補助を実施する（補助金交付済の施設を除く。別途の補助の内容は、①と②の差額とする）。

9. オンライン資格確認の導入が完了したら、運用開始まであと一歩

- 準備作業が完了したら、医療機関等向けポータルサイトにて運用開始日を登録するだけで運用を開始できます。
- 登録完了後は通常の運用開始となりますので、特段の手続き等は必要ありません。
- 「オンライン資格確認の運用開始日入力」ページにこちらからアクセスし、運用開始日を入力してください。
(医療機関等向けポータルサイトへのログインが必要です)

<https://shinsei.iryohokenjyoho-portalsite.jp/pc/enquete/start/>

準備作業が完了したら
医療機関等向けポータルサイトから
運用開始日を登録するだけ！



ぜひ、「運用開始日」の
入力をお願いします！



シカク君

10. 周知・広報資料（導入事例紹介サイト）

- オンライン資格確認を導入した医療機関・薬局における**具体的な事例を、セグメント（病院、医科診療所、歯科診療所、薬局）ごとに紹介**する特設ウェブサイトを設置しています。
- 参加医療機関等の**インタビュー記事、導入のポイント及び導入イメージ動画**を各セグメントごとに掲載しています。
- 今後も、より具体的なニーズに対応した事例などを紹介していきます。

サイトURL：<https://cases.iryohokenjyoho-portalsite.jp/points/>

オンライン資格確認 導入事例

検索

導入事例の紹介

導入のポイント

医療機関・薬局の導入事例
オンライン資格確認 導入事例紹介

導入作業・手配のの流れ

導入事例

導入のポイント

導入事例カードリーダー
お申し込み

医療機関・薬局の導入事例
オンライン資格確認 導入事例紹介

導入作業・手配のの流れ

導入事例

導入のポイント

導入事例カードリーダー
お申し込み

オンライン資格確認 導入のポイント

導入事例

CASE.01

ICTの活用による業務効率化、
患者サービス向上で地域医療への
更なる貢献を

日本海総合病院（山形県山形市）

総合医療機関システムの構築、医療情報の迅速な伝達に努める日本海総合病院。約700床、1日1,400人以上の外来患者の診療を支える同病院が、オンライン資格確認導入に踏み切った経緯と成果、課題を伺いました。

もっと詳しく



病院

導入先：日本海総合病院

01

システムベンダーとの密な連携・相談、要件洗い出しによる現実的な導入計画の立案

システムベンダーへの依頼、相談

既存の電子カルテやレセコンとの連携に必要な、受発範囲・自由等の検討を早期にシステムベンダーへ依頼。システムベンダーも迅速に受け入れながら院内の環境に合わせて導入の準備を事前に洗い出しつつ、関係者への導入説明も進めている。



10. 周知・広報資料（導入事例紹介サイト）

- 運用開始済の医療機関・薬局からは、受付の業務負担軽減等のさまざまなメリットを感じているとの声をいただいています。

運用中の施設からいただいた声

オンライン資格確認 導入事例紹介特設サイト

システムの導入から運用までの事例を紹介します

導入事例を見る

ポータルサイトからも
アクセスできます！



オンライン資格確認 導入事例 検索



地方独立行政法人山形県・
酒田市病院機構
日本海総合病院
島貴隆夫 病院長

返戻による患者とのやりとりが省けることで 患者負担も軽減

資格確認の不備によりレセプトが返戻されると、患者さんに電話をして保険証を持参していただき、登録しなおす必要がありました。こうした事務処理が省けることで、**患者さんにご負担をおかけすることがなく、併せて業務の効率化にも大きく寄与すると考えています。**



医療法人社団亨洋会
あかいクリニック
赤石亨 理事長

顔認証付きカードリーダーにより 資格確認があつという間に完了

保険資格の確認は、これまで目視による健康保険証の確認と手作業による入力で、患者さん1人当たり30秒ほどかかっていました。**顔認証付きカードリーダーを導入することにより、この作業があつという間に済むようになりました。**



矢嶋歯科医院
矢嶋研一 院長

その場で正しい情報が確認できることで レセプト返戻防止に貢献

（最も大きなメリットは）資格情報の確認が簡単に来て、レセプトの返戻が減ることです。医院にとってはレセプト請求が命ですから、**正しい資格情報にオンラインでアクセスできることは、非常に大きなメリットです。**



株式会社ファーマイ
（さなえ薬局）
豊田陽祐 代表取締役

入力情報のチェック時間が削減され 効率アップとともに安心感も

一度入力したデータを再度チェックする必要がなくなったのは大きいです。…オンライン資格確認等システムによって正しい情報を得ることができれば、個人の能力差にかかわらず効率性が上がりますし、正確性も上がりスタッフも間違える心配がなくなって安心です。安心感と効率性は常にセットなのです。

10. 周知・広報資料（導入事例紹介サイト）

- 運用開始済の医療機関・薬局からは、受付の業務負担軽減等のさまざまなメリットを感じているとの声をいただいています。

運用中の施設からいただいた声

オンライン資格確認 導入事例紹介特設サイト

システムの導入から運用までの事例を紹介します

導入事例を見る

ポータルサイトからも
アクセスできます！



オンライン資格確認 導入事例 検索



さくらい薬局
管理薬剤師
辻内秀美先生

患者さんへの地道なお声がけを スタッフ全員で徹底

処方箋を持ってきた患者さん全員に「マイナンバーカードはお持ちですか？」と伺うように、スタッフ全員で徹底しています。
スタッフ全員に習慣化できてから、3カ月ほどでマイナンバーカードを持参する患者さんが明らかに増えた。マイナポイントなどのメリットもあわせて伝えることで、持参率をさらに高めています。



おかむね医院
院長
岡宗真一郎先生

患者が言いづらい薬剤の情報も把握可能

薬剤の種類によっては、服用していることを患者が医師に伝えにくいと感じるものもあります。**薬剤/診療情報を閲覧できれば、患者が話してくれなくても服薬状況を把握でき、重複処方の防止や副作用の確認につながります。**



くるみ歯科こども歯科
理事長
竹中純子先生

オンライン資格確認が「最先端の歯科医院」 というイメージにつながる

もともと診察券アプリの導入などデジタル化を進めていたが、さらにオンライン資格確認を導入したことで、患者から「いつも新しいことに取り組んでいる歯科医院」という印象を持たれるようになりました。同時に、**新しいことに前向きに取り組んでいるという印象を抱かれるようで、オンライン資格確認が全般的なイメージアップにつながっています。**



中西整形外科
院長
中西啓介先生

レセプト返戻や未収金がなくなり、 受付スタッフの負担が大きく軽減

これまでは未収金が毎年、数件発生していましたが、オンライン資格確認の導入後は、**その場で資格がないことがわかるので、未収金が発生することはなくなりました。**また、**初診の患者さんがいらした際の入力作業も減りました。**数字の間違いも名前を入力間違いありません。

10. 周知・広報資料（導入事例紹介サイト）

- 医療機関等において、オンライン資格確認を活用することで得られる効果について、動画で説明。
導入事例紹介サイトや、医療機関等向けポータルサイトで紹介。

動画URL：<https://www.youtube.com/watch?v=-OBOuIBiAE8>

1 健康保険証の情報で即座に資格確認

- ▶ マイナンバーカードをお持ちでない患者でも資格確認が可能
- ▶ 最小限の入力で患者情報・資格情報が連携され、入力負担が軽減

2 マイナンバーカードで更に多くの情報を自動取得

- ▶ 健康保険証の情報でのオンライン資格確認よりも更に入力の手間が軽減

3 予約患者等の保険資格を事前にまとめて確認

- ▶ 一括照会機能を用いて、予約されている患者の保険資格・患者情報を事前にまとめて確認することで、窓口業務の負担を軽減

11. オンライン資格確認の今後

オンライン資格確認は今後のデータヘルスの基盤となります

今後拡大予定の機能

- ・ 現在全国の医療機関・薬局で確認できる情報は、薬剤情報・特定健診等情報に加えて令和4年9月から診療情報が追加されました。
対象情報拡充として更に手術情報が追加されます。（令和5年5月目途）
- ・ オンライン資格確認等システムを基盤とし、電子処方箋の仕組みを構築します。（令和5年1月～）
紙の受け渡しが不要になり、薬剤情報共有のリアルタイム化(重複投薬の回避)が可能となります。
- ・ 閲覧・活用できる健診等を拡大します。
- ・ 現在対象になっていない生活保護受給者に対する医療扶助の医療券・調剤券も対象にする（令和5年度中）など順次対象を広げていきます。
- ・ 訪問診療等におけるオンライン資格確認も開始予定。（令和6年4月）

オンライン資格確認には以下の特徴があり、データヘルスの基盤となっていきます。

- ① 全国の医療機関・薬局と安全かつ常時接続されています
- ② 医療情報を個人ごとに管理しており、本人の情報を確実に得ることができます
- ③ 患者の同意を確実にかつ電子的に得ることができます



12. Q&A

< 1. オンライン資格確認とは >

Question

Answer

Q. オンライン資格確認を導入したら、患者はマイナンバーカードがないと受診できないのですか？

A. 健康保険証でも受診できます。

薬剤情報等を踏まえた診療を受けたい患者はマイナンバーカードが必要です。

Q. 医療機関・薬局では患者のマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うのですか？

A. 医療機関・薬局において患者のマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うことはありません。

オンライン資格確認では、マイナンバーではなく、マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書を利用します。

Q. 医療機関・薬局内のレセプトコンピュータ等の情報を支払基金・国保中央会が閲覧できるようになるのですか？

A. オンライン資格確認は、支払基金・国保中央会から資格情報等を提供する仕組みです。

支払基金・国保中央会が、医療機関・薬局の診療情報等を閲覧したり、取得することはできません。

12. Q&A

< 1. オンライン資格確認とは >

Question

Q. オンライン資格確認は必ず導入しなければいけませんか？

Q. 患者はマイナンバーカードを持っていればすぐに健康保険証として利用できるのでしょうか？

Q. 薬局において、患者本人、家族以外の訪問介護員や知人などが薬を受け取りにきた場合はどうすればよいでしょうか。

Answer

A. 資格の確認を確実に行うことは保険制度の基本です。
また、レセプト返戻の削減、事務の効率化、薬剤情報等の閲覧、災害への備えとして導入をご検討ください。
今後、マイナンバーカードを健康保険証として持参する患者が増えますので、全ての患者が診療等を受けられるよう導入の検討をお願いします。

A. マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、あらかじめ患者がマイナポータルで保険証利用の申込をすることが必要です。
なお、保険証利用の申込をしていない患者が受診した場合には、医療機関・薬局の窓口において、顔認証付きカードリーダーで簡単に保険証の利用登録ができます。

A. 処方箋を用いてオンライン資格確認を行うことが基本となります。
マイナンバーカードの暗証番号については、みだりに他人に教えないようお願いをしておりますので、その範囲内での対応をお願いできればと思います。

12. Q&A

<2. 医療機関・薬局で変わる事/準備について>

Question

Q. マイナンバーカードの取扱いで
気をつけるべきことはありますか？

A. 医療機関・薬局の窓口では**マイナンバーカードは預かりません。**
患者においては、**顔認証付きカードリーダーの場合はカードリーダーに置いていただく**、汎用カードリーダーの場合はカードリーダーにかざすとともに受付職員に見せていただきます。

Q. 「窓口でマイナンバーカードは預からない」とのことですが、障害のある方などへの介助をする際にも認められないのでしょうか。

A. 患者の方のご希望により、ご本人の前で支援を行うことを妨げるものではありません。ご自身でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置くことが難しい等のやむを得ない事情があり、患者ご本人から希望があった場合に、家族の方や介助者、職員等が患者のマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置く等の必要な支援を行うことは、差し支えありません。

Q. 患者がマイナンバーカードを忘れたらどのようにしたらよいですか？

A. **現行の健康保険証を忘れた場合の取り扱いと同様**になります。
もし、患者が健康保険証を持参していれば、健康保険証によるオンライン資格確認を実施してください。

Q. マイナンバーカードが健康保険証として使えることを、どのように患者さんに伝えたらよいですか？

A. マイナンバーカードでのオンライン資格確認が利用できることの**ポスター等を準備**し、医療機関・薬局に送付させていただきます。
※ その他、ポスター、リーフレットの案を厚生労働省ホームページに掲載しているのでご利用ください。

12. Q&A

<2. 医療機関・薬局で変わる事/準備について>

Question

Q.医療機関・薬局内で患者のマイナンバーカードを拾得した場合はどうすればいいですか。保管義務はかかるのでしょうか？

Q.オンライン資格確認を開始するためには、何をすれば良いですか？

Q. レセプトのオンライン請求を利用していませんが、オンライン資格確認を始めることはできますか？

Q. 光回線ではなくケーブルテレビ回線を使用している場合、オンライン資格確認は導入できないのか。

Answer

A.医療機関内で拾得したマイナンバーカードについては、**施設内における拾得物（財布や免許証等を落とした場合）と同様の対応**となります。拾得したマイナンバーカードを警察に届け出る、あるいは本人に連絡をして返却するまでの間、一時的に預かることは**特定個人情報の収集・保管制限に違反しません**。

A. 支払基金ポータルサイトから、支払基金に利用の申込みをしていただく必要があります。手続きの内容・方法については、**ポータルサイトにアカウント登録**いただければ、順次必要なお知らせをします。併せて、**システムベンダ等に改修費用の見積を依頼**してください。

A.**オンライン請求の回線環境を導入することで、オンライン資格確認を始めることが可能**です。オンライン資格確認を行うために回線環境の導入をした場合にも、その回線費用は医療情報化支援基金の補助対象となります。

A. ケーブルテレビ回線を利用した**IPsec+IKE方式（インターネット接続方式）でもオンライン資格確認の導入は可能です**。
ご利用のケーブルテレビ回線が当該方式に対応しているか、IPsec+IKEサービス提供事業者にご相談ください。

※他のインターネット回線も同様。

※ケーブルテレビ回線等がIPsecの通信要件を満たしていること等が必要となります。

IPsec+IKEサービス提供事業者は、支払基金ホームページをご確認ください。

https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/online/online_04.files/claimsys35.pdf

12. Q&A

< 3. 資格確認端末について >

Question

Q. 推奨しているOSを「Windows LTSC」に限定している理由はなぜですか？

Q. Windows10 Pro等のOSを利用することは可能ですか？

Answer

A. オンライン資格確認等システムの資格確認端末では、**Windows OSのサポート期間が10年間と長いLTSC版を推奨OSとしています。**

これは、LTSC版は、機能更新は行われず、セキュリティパッチがMicrosoftから10年間提供されるため、医療機関・薬局側に負担をかけずOSのセキュリティ維持を行うことができ、安全にオンライン資格確認等システムと接続いただけるため採用しています。

A. Windows10 Pro等、LTSC版以外のOSを選択する場合には、医療機関・薬局にて必要なセキュリティ対策を行い、システムベンダにてセキュリティパッチや機能更新パッチの適用を適切に実施することをお願いしています。

12. Q&A

<参考：マイナンバーカードについて>

Question

Answer

Q.うら面のマイナンバーを見られたら
他人に悪用されませんか？

A.マイナンバーを見られても、**他人はあなたになりすまして手続きすることはできません**。マイナンバーを利用する手続では、**顔写真付きの本人確認書類が必要なので、悪用は困難**です。

Q. ICチップ部分にはプライバシー性の
高い情報は記録されないのですか？

A. ICチップ部分には、**税や年金などのプライバシー性の高い情報は記録されていません**。健康保険証として使えるようになっても、特定健診結果や診療/薬剤情報がICチップに記録されることはありません。

※ICチップに入っている情報は、①券面に記載されている氏名、住所、生年月日、顔写真、マイナンバーと、②電子証明書です。
医療機関や薬局では顔認証も可能ですが、それ以外の場所では、**情報を利用するために暗証番号が必要**です。
不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組みになっています。

Q.マイナンバーカードは持ち歩いて
大丈夫なのですか？

A.**キャッシュカードのように持ち歩いて大丈夫**です。ただし、失くさないように注意してください。
万が一、紛失してしまっても一時利用停止が可能で、24時間365日対応しています。マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）にご連絡ください。

【参考】

https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/flow/mnp-get/security_quiz/

https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/leaf2019_difference.pdf

https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/leaf2019_security.pdf

参考：マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みについて

- マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、**健康保険証利用の申込みが必要です（生涯1回のみ）**。
- 医療機関や薬局の窓口を設置する顔認証付きカードリーダーで簡単に行うことができますが、**医療機関等において待ち時間が発生することを防ぐため、あらかじめ手続きしておいていただくことをお願い**しています。
- 健康保険証利用の申込みを事前に行うには、マイナンバーカードと**カードリーダー機能を備えたデバイス（スマートフォン、PC+ICカードリーダー）を用いる必要**があります。
その他、**セブン銀行のATM**でも申込が可能です。

カードリーダー機能を備えたデバイスを被保険者や家族等が**所持している**場合

▶ 「マイナポイントアプリ」をインストールして申込み

インストールした「マイナポイントアプリ」にてマイナポイント申込後、マイナンバーカードの健康保険証利用の申込（一括登録）を行う。

マイナポイントアプリ



マイナポータル・マイナポータルアプリ



・マイナンバーカード読み取り可能機種
iPhoneの場合：iPhone7以降
Android端末：257機種
(2021年12月20日現在)

▶ 「マイナポータルアプリ」をインストールして申込み

マイナポータルにおいてマイナンバーカードの健康保険証利用の申込を行う。

カードリーダー機能を備えたデバイスを**所持していない**場合

▶ 各市区町村において設置する住民向け端末等から申込み

各市区町村において設置する住民向け端末等から、マイナポータルにアクセスしてマイナンバーカードの健康保険証利用の申込を行う。

住民向け端末



▶ 医療機関や薬局の窓口を設置する顔認証付きカードリーダーから申込み（運用開始時点以降）

医療機関や薬局の窓口を設置する顔認証付きカードリーダーから、マイナポータルにアクセスしてマイナンバーカードの健康保険証利用の申込を行う。

顔認証付きカードリーダー



※ **その他、セブン銀行のATMでも申込が可能**

マイナンバーカードの健康保険証利用の 申込みはセブン銀行ATMで!



- お持ちのスマートフォンがマイナポータルアプリ（申込に必要な専用アプリ）に対応していない方
- スマートフォンをお持ちでない方、スマートフォンの操作に自信がない方

→ セブン銀行ATMでの申込みは簡単でオススメ!

ATMでの申込に必要なもの



マイナンバーカード



利用者証明用
パスワード
(4桁)

※ATMの操作に
健康保険証は
不要です。

対応している医療機関・薬局

このステッカー・ポスターが
貼ってある医療機関・薬局で
使えるようになります



※利用できる医療機関・薬局等については、厚生労働省のホームページで公開しています。

ATMでの健康保険証利用の申込みについて
くわしくはこちら



健康保険証利用の
申込みのお問合せ



マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間（年末年始を除く）

平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

制度概要

「マイナンバーカードの普及を促進するとともに、消費喚起や生活の質の向上につなげるために、マイナンバーカードを活用して、幅広いサービスや商品の購入などに利用できるマイナポイント（1人当たり最大2万円相当）を付与する。」（「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定））

●対象者とポイント付与数・申込期間・対象となるカード申請期限等：

マイナポイント第2弾 対象者	ポイント付与数	付与方式	予算上の積算人数	ポイントの 申込期間	ポイントの対象となる カード申請期限
① カード新規取得者等 ※マイナンバーカードの既取得者のうち、 マイナポイント第1弾の未申込者を含む。	最大5,000円相当	プレミアム方式、 ポイント付与25% ※20,000円のチャージ又はお買い物に 対し、最大5,000円相当のポイント付 与	6,950万人分	令和4年1月 ～令和5年2月末	令和4年9月末
② 健康保険証利用申込 ※既登録者及び利用申込みを行った者を含む。	各7,500円相当	直接付与方式	各9,500万人分	令和4年6月30日 ～令和5年2月末	
③ 公金受取口座登録					
(参考) マイナポイント第1弾 カード取得者	最大5,000円相当	プレミアム方式、 ポイント付与25%	〔 申込者数 約2,534万人 〕	令和2年9月 ～令和3年12月末	令和3年4月末

●イメージ：

①マイナンバーカード

- ・住民誰もが無料で取得できる公的な顔写真付き
本人確認書類であると同時に、オンラインでも安全・
確実に本人確認を行える極めて高い認証強度を
持ったデジタル社会の基盤となるツール

取得

最大5,000円相当

②健康保険証利用

- ・過去の薬剤情報や特定健診結果を医師等に共有
することで、より良い医療を受けられるようになる
- ・高額療養費制度の限度額を超える支払が不要
- ・マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、
確定申告の医療費控除が簡単に

申込

7,500円相当

③公金受取口座

- ・預貯金口座を予め登録しておくことで緊急時の給付金
や児童手当などの公的給付等の迅速かつ確実な
支給が受けられるようになる

※公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に
関する法律（令和3年5月公布）

※令和4年3月28日よりマイナポータルからの公金受取口座の登録開始

登録

7,500円相当



最大20,000円分を
お好きなキャッシュレス決済サービスのポイントとして付与

マイナポイントにより、マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の利用拡大を図りつつ消費を喚起し、
さらに健康保険証利用や公金受取口座の登録も促進することでデジタル社会の実現を図る

マイナンバーカードの市区町村別交付枚数等について（令和５年３月末時点）

総務省公表資料
一部改変

区分	人口（R4.1.1時点）	交付枚数	人口に対する 交付枚数率
全国	125,927,902	84,399,025	67.0%
指定都市	27,484,780	18,396,433	66.9%
特別区・市 （指定都市を除く）	87,897,927	58,751,358	66.8%
町村	10,545,195	7,251,234	68.8%

マイナンバーカードの市区町村別交付枚数等について（令和5年3月末時点）

総務省公表資料
一部改変

都道府県別

都道府県名	人口 (R4.1.1時点)	交付枚数	人口に対する 交付枚数率
北海道	5,183,687	3,427,102	66.1%
青森県	1,243,081	824,448	66.3%
岩手県	1,206,479	793,017	65.7%
宮城県	2,268,355	1,490,755	65.7%
秋田県	956,836	664,551	69.5%
山形県	1,056,682	726,001	68.7%
福島県	1,841,244	1,216,865	66.1%
茨城県	2,890,377	1,914,206	66.2%
栃木県	1,942,494	1,267,785	65.3%
群馬県	1,943,667	1,252,770	64.5%
埼玉県	7,385,848	4,716,815	63.9%
千葉県	6,310,875	4,193,341	66.4%
東京都	13,794,933	8,980,450	65.1%
神奈川県	9,215,210	6,114,295	66.4%
新潟県	2,188,469	1,425,794	65.2%
富山県	1,037,319	724,279	69.8%
石川県	1,124,501	783,159	69.6%
福井県	767,561	531,208	69.2%
山梨県	816,340	542,008	66.4%
長野県	2,056,970	1,310,014	63.7%
岐阜県	1,996,682	1,417,795	71.0%
静岡県	3,658,375	2,545,498	69.6%
愛知県	7,528,519	5,034,977	66.9%
三重県	1,784,968	1,188,579	66.6%

都道府県名	人口 (R4.1.1時点)	交付枚数	人口に対する 交付枚数率
滋賀県	1,415,222	980,901	69.3%
京都府	2,511,494	1,636,201	65.1%
大阪府	8,800,753	5,828,206	66.2%
兵庫県	5,488,605	3,812,240	69.5%
奈良県	1,335,378	941,290	70.5%
和歌山県	935,084	655,081	70.1%
鳥取県	551,806	394,186	71.4%
島根県	666,331	464,666	69.7%
岡山県	1,879,280	1,277,643	68.0%
広島県	2,788,687	2,008,833	72.0%
山口県	1,340,458	973,625	72.6%
徳島県	726,729	482,153	66.3%
香川県	964,885	664,068	68.8%
愛媛県	1,341,539	979,362	73.0%
高知県	693,369	438,950	63.3%
福岡県	5,108,507	3,462,334	67.8%
佐賀県	812,193	587,898	72.4%
長崎県	1,320,055	895,696	67.9%
熊本県	1,747,513	1,203,084	68.8%
大分県	1,131,140	786,377	69.5%
宮崎県	1,078,313	861,112	79.9%
鹿児島県	1,605,419	1,168,840	72.8%
沖縄県	1,485,670	810,567	54.6%
合計	125,927,902	84,399,025	51.1%

マイナンバーカードの市区町村別交付枚数等について（令和５年３月末時点）

総務省公表資料
一部改変

○ 年齢・男女別

年齢	人口（R4.1.1時点）			交付枚数			人口に対する 交付枚数率			全体に対する 交付枚数率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
全体	61,420,626	64,507,276	125,927,902	41,055,576	43,343,448	84,399,024	66.8%	67.2%	67.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0～4歳	2,279,668	2,171,048	4,450,716	987,581	943,980	1,931,561	43.3%	43.5%	43.4%	2.4%	2.2%	2.3%
5～9	2,635,024	2,503,916	5,138,940	1,609,562	1,543,480	3,153,042	61.1%	61.6%	61.4%	3.9%	3.5%	3.7%
10～14	2,793,011	2,653,060	5,446,071	1,737,920	1,671,391	3,409,311	62.2%	63.0%	62.6%	4.2%	3.8%	4.1%
15～19	2,879,636	2,739,887	5,619,523	1,864,809	1,767,976	3,632,785	64.8%	64.5%	64.6%	4.5%	4.1%	4.3%
20～24	3,218,643	3,054,516	6,273,159	2,096,892	2,112,830	4,209,722	65.1%	69.2%	67.1%	5.1%	4.9%	5.0%
25～29	3,302,687	3,107,602	6,410,289	2,107,201	2,245,915	4,353,116	63.8%	72.3%	67.9%	5.1%	5.2%	5.2%
30～34	3,395,864	3,220,391	6,616,255	2,143,584	2,250,365	4,393,949	63.1%	69.9%	66.4%	5.2%	5.2%	5.2%
35～39	3,801,460	3,649,784	7,451,244	2,371,972	2,455,745	4,827,717	62.4%	67.3%	64.8%	5.8%	5.7%	5.7%
40～44	4,185,468	4,036,207	8,221,675	2,556,496	2,645,674	5,202,170	61.1%	65.5%	63.3%	6.2%	6.1%	6.2%
45～49	4,949,126	4,796,536	9,745,662	2,948,199	3,036,261	5,984,460	59.6%	63.3%	61.4%	7.2%	7.0%	7.1%
50～54	4,760,262	4,664,526	9,424,788	3,095,078	3,238,844	6,333,922	65.0%	69.4%	67.2%	7.6%	7.5%	7.5%
55～59	3,922,885	3,898,858	7,821,743	2,736,538	2,889,806	5,626,344	69.8%	74.1%	71.9%	6.7%	6.7%	6.7%
60～64	3,657,943	3,720,450	7,378,393	2,643,804	2,774,571	5,418,375	72.3%	74.6%	73.4%	6.4%	6.4%	6.4%
65～69	3,785,404	3,984,827	7,770,231	2,691,918	2,821,854	5,513,772	71.1%	70.8%	71.0%	6.6%	6.5%	6.5%
70～74	4,539,801	5,064,758	9,604,559	3,109,240	3,396,397	6,505,637	68.5%	67.1%	67.7%	7.6%	7.8%	7.7%
75～79	2,986,726	3,693,443	6,680,169	2,625,852	2,985,431	5,611,283	87.9%	80.8%	84.0%	6.4%	6.9%	6.6%
80歳以上	4,327,000	7,547,430	11,874,430	3,728,930	4,562,928	8,291,858	86.2%	60.5%	69.8%	9.1%	10.5%	9.8%